

## <報道発表資料>

令和6年1月16日

### 教職員の懲戒処分について

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（免職）
- 2 処 分 年 月 日 令和6年1月16日
- 3 職名・氏名・年齢・性別 教諭・高橋 幸一・54歳・男性
- 4 所 属 名 県立大宮中央高等学校
- 5 発 生 年 月 日 令和5年1月13日  
令和5年2月15日及び令和5年3月1日
- 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要

当該職員は、令和5年1月13日（金曜日）、自宅において、当該職員名義の普通預金口座の暗証番号を、LINEを使用して氏名不詳者に伝えるとともに、同預金口座のキャッシュカード1枚を、同氏名不詳者が指定した送付先に送り、報酬を受け取った。

また、令和5年2月15日（水曜日）、自宅において、スマートフォンを使用して、当該職員名義の普通預金口座を第三者に利用させる意図を隠して開設し、同年3月1日（水曜日）、同預金口座の暗証番号を、LINEを使用して氏名不詳者に伝えるとともに、同預金口座のキャッシュカード1枚を、同氏名不詳者が指定した送付先に送り、報酬を受け取った。

#### ● 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 桑名

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp